

令和 8 年 度
高 浜 市 会 計 年 度 任 用 職 員 募 集 要 項
【採用区分：サポートティーチャー】

《受付期間》 令和 8 年 2 月 1 6 日（月）～令和 8 年 2 月 2 4 日（火）

1 採用予定人員及び職務内容

採用予定人員	職務内容
4 名	(1) 小学校において、算数科の少人数指導授業等のきめ細かい授業を進めることでの、児童の基礎学力の定着及び学力充実。また、高学年の教科担任制を実施するために必要な教科の授業 (2) 中学校では、数学科、英語科等の少人数指導授業、またはティームティーチング等のきめ細かい授業を進めることを通して、生徒の基礎学力の定着及び学力充実。また、円滑な教科指導を行うために必要な教科の授業 (3) 学校行事等における教育活動の補助及び児童生徒の集団生活への適応指導の補助などの教育活動の支援 (4) その他、所属長が必要と認める業務

2 応募資格

年 齢	資格・免許等
年齢・学歴は問いません	・小学校教員普通免許状を有する方 ・中学校該当教科普通免許状を有する方

※地方公務員法第 1 6 条に規定する欠格条項に該当する人（以下はその内容）は受験できません。

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 高浜市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した人

※以下は保育士・教諭職の方のみ

- エ 令和 8 年 1 2 月 2 5 日までに施行予定のこども性暴力防止法第 2 条第 8 項に規定する特定性犯罪事実該当者に該当していない人、また、申込時にこども性暴力防止法第 2 上第 7 項第 6 号が委任する政令が制定されていない場合であっても、県条例における同号イからニに定める行為に対する罰則について、前科がない（当該前科に係る特定性犯罪事実該当者に該当しない）人

3 任用条件

任用期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで 契約の更新 再度の任用は勤務成績等により判断します。 更新上限回数 有（更新回数の上限 4 回）
勤務地	高浜市内小中学校
勤務時間	原則、月曜日から金曜日。1 日につき 4 時間以内、1 週間につき 2 0 時間以内、1 年間の勤務時間は 7 0 0 時間以内。
報酬・手当	報酬 1 時間あたり 2, 8 6 0 円 手当 通勤距離に応じて通勤費相当額 （条例改正等により給与、手当の内容が変更になる場合があります）
休日・休暇	原則として、土曜日、日曜日、国民の休日、長期休業中（夏休み等）、年末年始（1 2 月 2 9 日～1 月 3 日）なお、勤務日数によって有給休暇、特別休暇が取得できます。

社会保険・雇用保険	愛知県市町村職員共済組合・雇用保険に加入していただきます。 (年間勤務時間によって加入できない場合があります。)
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度が適用されます。

4 選考方法と申込

選考につきましては、書類または面接選考を行います。

申込につきましては、下記の連絡先へお問合せください。選考に必要な書類等を配布させていただきます。

《連絡先》

高浜市役所学校経営グループ	担当 石川
TEL 0566-95-9571	内線645